

～ 広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため国税庁では、税理士や関係民間団体などとの協力・協調を図り、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、受付窓口の一本化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

1 情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供しています。

具体的には、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）（平成27年度アクセス件数 1 億7,757万件）を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に用意したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています。

また、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答するほか、一般的な税法の解釈・取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

(1) ホームページによる情報提供

～ 国税庁ホームページは利便性に配慮 ～

国税庁ホームページでは、誰もが容易に利用できるよう、利用者の目的に沿った案内機能の向上を図るとともに、文字拡大・音声読み上げ機能をはじめ、障害のある方や高齢者の方の利便性にも配慮しています。

また、国税庁ホームページ携帯等版（<http://www.nta.go.jp/m>）も開設しており、携帯電話やスマートフォンなどからもご覧になれます。



国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は平成28年5月現在のものです。

1 タックスアンサー (よくある税の質問)

- お問合せの多いで質問とそれについての一般的な回答を掲載した「よくある税の質問」への入口

2 国税局・税務署を調べる

- 各国税局コーナーへの入口

3 確定申告書等作成コーナー

- 画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動的に計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書などが作成できるシステム
- 作成した申告書は印刷して郵送等で提出可能 e-Taxでも提出可能

4 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

- e-Taxをご利用いただく際の「事前準備」、「初期登録」、「手続の流れ」など、e-Taxを利用した申告・納税などをサポートするための情報を提供

5 路線価図

- 全国7年分の路線価情報を提供



6 公売情報

- 全国の国税局や税務署で実施している公売(差し押さえた財産を入札などにより売却すること)物件の情報や公売手続などの情報を提供

7 動画で見る 税の情報・税の仕事

- 税の仕組みや申告書の作成方法、e-Taxの利用などについて具体的に説明
- 調査・徴収をはじめとした国税庁の取組をドラマ仕立てで分かりやすく紹介

8 税の学習コーナー

- ゲームやクイズなどで子供から大人まで楽しく税を学べるコーナー
- 学校教師向けの租税教育用教材を提供

9 文字拡大・読み上げ

- 高齢者や視覚に障害がある方のためのサポート機能

10 ご紹介します 税の役割と税務署の仕事

- 「税の役割と税務署の仕事」を動画やイラストで分かりやすく解説

11 メールマガジン

- 「新着情報・メールマガジン配信サービス」の登録

※ 国税庁ホームページのほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含む。)や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

国税庁について

納税者サービスの充実

適正・公平な課税・徴収

権利救済

納税者利便のための行政効率化

酒税行政の適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

Ⅱ 納税者サービスの充実

(2) 租税教育

～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、租税教育推進関係省庁等協議会（総務省、文部科学省、国税庁などで構成）において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に設置された租税教育推進協議会（国、地方公共団体、教育関係者などで構成）を中心に、広く関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や作文募集などを行っています。

また、国税庁ホームページに「税の学習コーナー」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu>)を設け、租税の意義や役割を学習するページなどを提供しています。

このほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」では、「税務署見学」や「体験学習」などを実施しています。詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/gakushu/taiken/01.htm>）をご覧ください。



タックス☆スペースUENOの風景



税の学習コーナートップページ

● 租税教室等への講師派遣状況

	平成 25 年度	平成 26 年度
職 員	8,159 人	8,403 人
職員以外	21,207 人	23,868 人
合 計	29,366 人	32,271 人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

● 税の作文の応募編数

	平成 26 年度	平成 27 年度
高校生の応募編数	193,393 編	199,401 編
中学生の応募編数	615,230 編	616,062 編



租税史料室による税知識の普及活動

税務大学の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校コーナー（<http://www.nta.go.jp/ntc>）をご覧ください。



租税史料室

(3) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

● 各種説明会の開催回数・参加人員

	平成 25 事務年度	平成 26 事務年度
開催回数	25,515 回	27,016 回
参加人員	1,166 千人	1,179 千人

(4) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項については、税務署などで事前の照会に応じ回答するとともに、参考となるものについては、質疑応答事例として国税庁ホームページに掲載しています。

また、事前照会のうち、文書回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすときには、文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページに掲載しています。

● 文書回答手続による事前照会の受付件数

	平成 26 年度	平成 27 年度
受付件数	131 件	125 件

● 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	平成 26 年度末	平成 27 年度末
掲載件数	1,785 件	1,811 件

◎ 文書回答事例の例

- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき作成された調停条項に従い債権放棄が行われた場合の課税関係について
- 保険料負担者（保険契約者）以外の者が受け取る生存給付金の課税上の取扱いについて

Ⅱ 納税者サービスの充実

(5) 税務相談

～ 一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応 ～

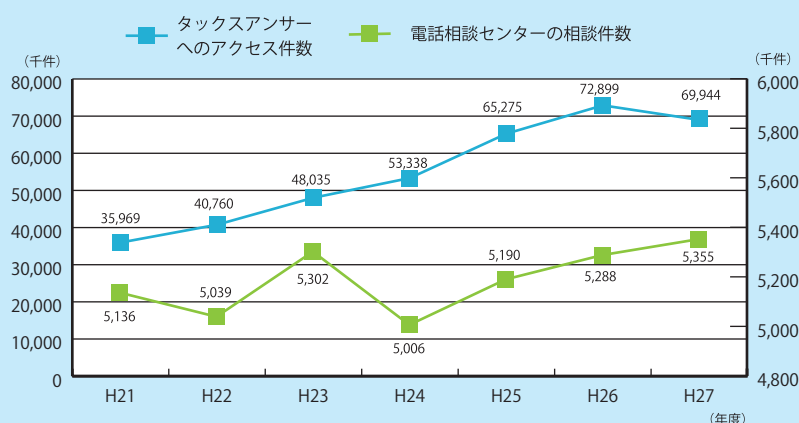
税に関する一般的な質問・相談は、国税局ごとに電話相談センターで集中的に受け付けています。東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターでは、英語での税務相談も対応可能です。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」(<http://www.nta.go.jp/taxanswer>)にて情報提供を行っています（携帯等版でも提供しています）。



電話相談センター

● 電話相談センターの相談件数及びタックスアンサーへのアクセス件数



～ 個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応 ～

具体的に書類や事実関係を確認するなど、面接による相談が必要な場合には、所轄税務署において事前に予約を受け付けることにより、税務署における待ち時間の解消を図るなど、相談内容に応じた効果的・効率的な運営に努めています。



2 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

～ e-Taxの普及・定着に向け、各種施策を強力に推進～

e-Taxは、所得税、法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を、書面の提出に代えてインターネットを通じて行うものです。税金の納付も、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）¹ 対応のATMを利用して行うことができます。

納税者や税理士は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、事務の省力化やペーパーレス化につながります。

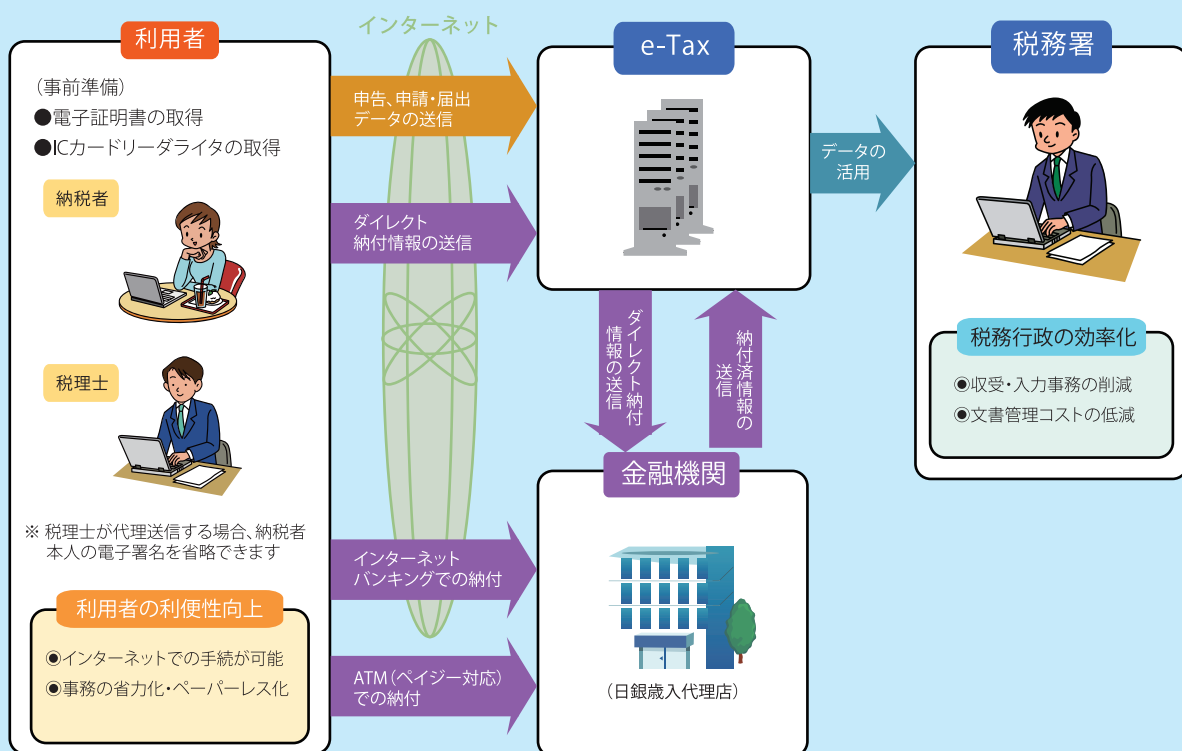
国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られることとなります。

e-Taxの普及・定着に向けて、国税庁では、これまでに、個人の所得税申告における医療費の領収書など添付書類の提出省略²などの措置を講じてきたほか、スマートフォンやタブレット端末で利用可能な手続の拡大を行うなど、利便性の向上に取り組んでいます。



e-Taxキャラクター
イータ君

●e-Taxの概要

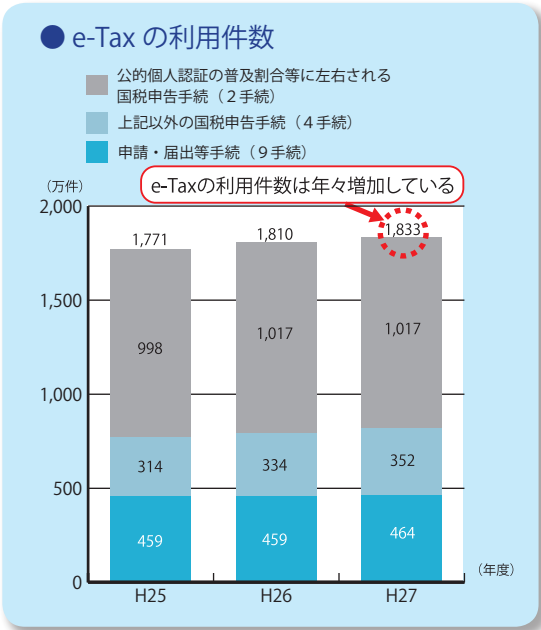


1 「ペイジー（Pay-easy）」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。

2 添付書類の提出を省略する場合、その添付書類の記載事項を入力して確定申告書と併せて送信する必要があります。また、記載事項の入力内容を確認するため、必要があるときは、法定申告期限から5年間、税務署からこれらの書類の原本の提出又は提示を求められることがあります。

II 納税者サービスの充実

また、平成26年度以降については、オンライン利用に関する政府全体の取組方針である「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月CIO連絡会議決定）に基づいて決定された「財務省改善取組計画」（平成26年9月財務省決定）により、e-Taxの一層の普及・定着に取り組んでいるところであり、添付書類の提出方法の見直しや、受付日の拡大を行うなど、更なる利便性の向上を図っています（具体的には「《コラム1》（e-Taxの利便性向上策）」をご覧ください。）。



● 「財務省改善取組計画」の評価指標の実績値等

評価指標	基準値 (H25 年度)	実績値 (H26 年度)	目標 (H28 年度)
e-Tax の利用満足度	73.3%	74.2%	75%
国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	83.1%	83.6%	85%
オンライン利用率			
公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告手続 (2 手続)	51.9%	53.0%	58%
上記以外の国税申告手続 (4 手続)	66.9%	71.0%	72%
申請・届出等手続 (9 手続)	57.7%	58.4%	62%
ICT 活用率	68.8%	71.8%	72%
オンライン申請の受付 1 件当たりの費用	433 円	432 円	対前年度比減少
国税申告手続の事務処理時間	918,000 時間	892,000 時間	対前年度比減少

- 1 「公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告手続（2手続）」とは、所得税申告及び消費税申告（個人）の2手続をいいます。
- 2 「上記以外の国税申告手続（4手続）」とは、法人税申告、消費税申告（法人）、酒税申告及び印紙税申告の4手続をいいます。
- 3 「申請・届出等手続（9手続）」とは、給与所得の源泉徴収票等（及び同合計表）（6手続）、利子等の支払調書（及び同合計表）、納税証明書の交付請求及び電子申告・納税等開始（変更等）届出の9手続をいいます。

コラム 1

e-Taxの利便性向上策

国税庁では、e-Taxの更なる利便性の向上を図るため、次の施策の導入・準備を行っています。

1 e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能（プログラム）の提供

税務・会計ソフトで作成した法人税申告の財務諸表及び勘定科目内訳明細書に係るデータのうち、e-Taxで受付可能なデータ形式で作成されていないものは、別途、書面による提出が必要でしたが、税務・会計ソフトで持つこれらの帳票のデータをe-Taxで送信できるように、e-Taxで受付可能なデータ形式に変換するプログラムを税務・会計ソフトの開発業者に提供し、財務諸表等のe-Tax送信を一層進めることとしています。

2 添付書類のイメージデータによる提出

これまでe-Taxで申告や申請などを行った場合でも、別途、書面による提出が必要だった出資関係図など、法人税法等による添付書類について、イメージデータ（画像）による提出を可能としました。

なお、住宅借入金等の残高証明書など、所得税法等による添付書類（所得税申告において提出省略が可能なものを除く。）については、平成29年1月からイメージデータによりe-Taxで提出可能とすることとしています。

3 受付日の拡大

e-Taxの受付日について、法人税申告書等の提出が多い、5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日（月末が土曜日の場合は、最後の日曜日の代わりに翌月の最初の日曜日とします。）に拡大しています。

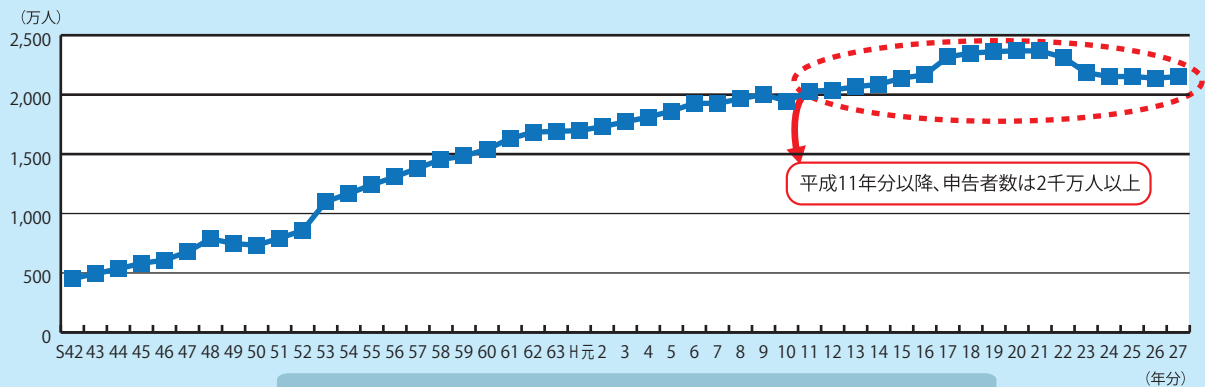


3 確定申告

～ 所得税の申告者数は2,151万人。半数以上は還付申告 ～

確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、高額な医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った申告者は2,151万人に上り、国民の6人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者は、1,247万人を超え、半数以上を占めています。

● 個人申告者数の推移



納税者の多様なニーズに対応するために様々なサービスを提供
→簡単・便利な申告手続の実現に向けた取組を实践

(1) ICTを利用した申告の推進

～ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」とe-Taxの提供 ～

国税庁では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用した申告を推進しています。

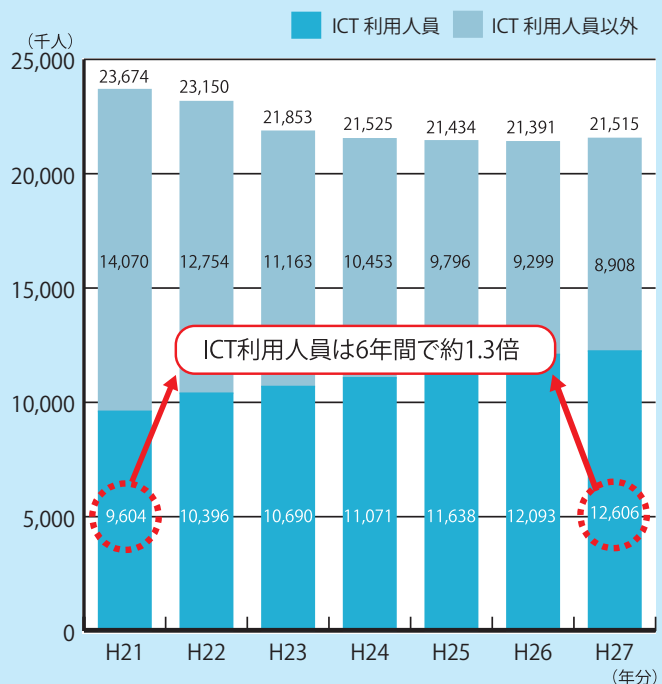
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書等は、マイナンバーカードの電子証明書を使用し、e-Taxで送信することにより、税務署に出向くことなく、ご自宅等からインターネットを利用して申告できますので、便利です。

また、書面で出力し郵送等で提出することもできます。

※ 従来の住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続きe-Taxでご利用いただけます。

税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを使って申告書の作成やe-Taxでの送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。

● ICTを利用した所得税申告書の提出人員



Ⅱ 納税者サービスの充実

～ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の利用者は年々増加 ～

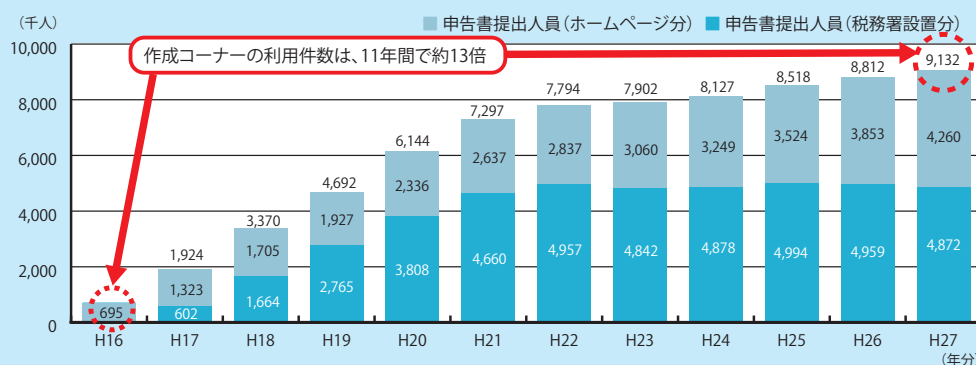
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

また、作成したデータはそのままe-Taxを利用して送信することができるほか、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

平成27年分の確定申告期においては、当コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンで作成されたものを含めて913万件と、全提出人員の約42%を占めています。このうちの約54%程度がe-Taxにより提出されています。

当コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

● 確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員の推移



※ 翌年3月末日までに提出された計数です。
税務署設置分の「確定申告書等作成コーナー」は、平成16年分から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。
平成15年分以前の申告書提出人員は未把握です。
平成19年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

平成27年分の確定申告期においては、平成28年2月21日と2月28日に実施し、29万件の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出がありました。

地方税当局との協力

納税者の申告手続の簡略化を図るため、制度面や執行面において、国税（当局）と地方税（当局）との間で緊密な連携を図っています。例えば、所得税の申告をした場合、税務署から地方税当局にその情報を提供しているため、地方税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

また、所得税申告書等の相互データ提供を行うなど、ICT化を推進することにより、国及び地方団体の行政事務の効率化とコスト削減に努めています。



4 適正な源泉徴収制度の運営

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会の開催や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

5 関係民間団体との協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、関係民間団体が開催する各種説明会などを通じて、税に関する情報が納税者に伝わるようにしています。これらの関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

また、関係民間団体においては、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取組や社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な導入及び定着のための周知・広報への取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約3,100の会があり、会員数は約81万人です（平成28年4月）。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、一般社団法人全国青色申告会総連合のホームページ（<http://www.zenaoirobr.jp>）をご覧ください。最寄りの各地区青色申告会までお問い合わせください。

法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与」することを目的として結成された団体です。社団法人としての法人会が482会あり、会員数は約80万社です（平成27年6月）。各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」及び「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ（<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>）をご覧ください。

間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力」することを目的として結成された団体です。全国に518団体があり、会員数は約9万人社です（平成27年4月）。間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や滞納防止のための活動を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ（<http://www.kanzeikai.jp>）をご覧ください。

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、約2万7,100組合があります（平成27年3月）。納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」の募集（国税庁共催）などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ（<http://www.zennoren.jp>）をご覧ください。

納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益社団法人である83の納税協会があり、会員数は約16万人です（平成28年3月）。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組を行っているほか、国税庁後援事業である「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」など公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ（<http://www.nouzeikyokai.or.jp>）をご覧ください。

コラム 2

東日本大震災への対応（平成28年3月末現在）

1 被災した納税者等への対応

東日本大震災により被災した納税者等への対応に当たっては、全国各地に避難されている納税者が、全国の最寄りの税務署で適切に相談できる体制の整備など、引き続き、納税者等の置かれた状況や心情に十分に配慮し、制度の周知、納税者等からの照会、相談等の対応に努めているところです。

2 酒類業者等に対する復興支援

放射性物質に対する酒類の安全性確保及び輸出環境維持等のため、平成27年度においても、酒類及び醸造用水について、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、放射性物質の分析（1,608件）を実施しました。また、東日本大震災後に導入された日本産酒類に対する輸入規制措置に対しては、輸入国からの求めに応じて、必要な酒類に係る証明書（製造地証明：6,438件、放射能の検査証明：710件）を発行しました。

今後も、こうした取組等を通じて、酒類業者等の復興支援を積極的に行っていくこととしています。

＜東日本大震災により被害を受けた場合の税制上の特例措置＞

平成23年4月27日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、震災特例法が施行されました。

また、震災特例法については、平成23年12月14日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、震災特例法の一部を改正する法律が施行されるなど、所要の改正が行われています。

この震災特例法において、東日本大震災により被災された方などに適用される主な税制上の措置については以下のとおりです（平成28年4月1日現在）。

所得税

東日本大震災により住宅や家財に損害を受けた方は、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法について、平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

また、①の方法による場合で、東日本大震災により生じた損失について、雑損失の金額を有するときは、その雑損失の金額に係る繰越控除の期間が5年間（所得税法：3年間）とされています。

棚卸資産・事業用資産等について東日本大震災により生じた損失については、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入できます。

また、棚卸資産・事業用資産等について一定の純損失の金額を有する場合には、その純損失の金額に係る繰越控除の期間が5年間（所得税法：3年間）とされています。



所得税	① 東日本大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合についても、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 ② 東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住の用に供した年に応じた控除率等による「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例」を適用できます。 ③ 上記①と②については、重複して適用できます。
贈与税	東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした住宅に居住していた方（居住しようとしていた方を含みます。）が、平成27年1月1日から平成31年6月30日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合又は警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた方が、その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後1年を経過する日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について贈与税が非課税となります。
法人税	平成23年12月26日から平成33年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人で、復興産業集積区域内に新設されたものについては、指定のあった日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において法人税の課税が繰り延べられるよう、次の特例を受けることができます。 ① 所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入できます。 ② 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別償却ができます。
自動車重量税	東日本大震災により自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災した自動車・二輪車等の所有者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会において自動車・二輪車等の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続きを行い、自動車重量税に係る還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。 被災した自動車・二輪車等の使用者であった方が、平成31年4月30日までの間に、買換車両を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、運輸支局又は軽自動車検査協会に自動車重量税に係る免税届出書を提出することにより、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。
印紙税等	地方公共団体又は政府系金融機関等が、東日本大震災により被害を受けた方に対して、他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となります。 東日本大震災により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物及び警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の代替建物を取得する場合等において、その被災された方が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」についての印紙税が非課税となります。また、その所有権の移転登記等に係る登録免許税が免除されます。
酒税	東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が、平成23年4月1日から平成30年3月31日までの間に酒類の製造場から清酒等移出する場合において、前年度の課税移出数量が1,300kl以下であるときは、当年度の課税移出数量の200klまでのものに係る酒税が軽減されています。

※ その他の措置及び詳細については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

コラム3

平成28年熊本地震への対応（平成28年4月末現在）

1 国税の申告・納付等の期限の延長

平成28年4月21日に、熊本県における国税に関する申告・納付等の期限の延長（地域指定）を行う旨を公表しました（4月22日告示）。

また、上記地域指定に伴い、熊本県内に納税地を有する納税者について、平成28年4月25日に予定されていた平成27年消費税確定申告分の口座振替を一旦中止し、延期する旨を公表しました。

なお、熊本県以外の地域についても、今般の震災により、期限までに申告・納付等の手続が困難な納税者については、個別に期限の延長が認められることから（個別指定）、個別指定について周知・広報し、納税者からの相談に適切に対応することとしました。

2 災害に関する税務上の措置等の周知

災害により被害を受けられた方の税務上の措置（手続）や義援金に関する税務上の取扱い等について、震災発生後速やかに、国税庁ホームページやTwitter等を通じて周知・広報を行いました。

（参考）被災自治体への協力

税務大学校熊本研修所において避難者の受入れ（最大220名）を行い、災害用備蓄品の提供などを行いました。

また、避難所への支援物資配送や罹災証明の発行などのため、熊本国税局から熊本県内の被災市町村へ職員を派遣しました。

コラム 4

改正消費税法への対応

1 広報・相談対応

国税庁では、事業者の方が消費税の改正内容等を十分に理解して申告・納付が行えるよう、関係府省庁、関係民間団体等との連絡・協調を密にしながら、改正内容の広報や相談への対応に努めています。

- 改正に関するリーフレットの国税庁ホームページへの掲載及び税務署への備付け
- 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での改正消費税法等に関する相談への対応 等

2 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

消費税転嫁対策特別措置法（以下「特措法」といいます。）では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税の転嫁を拒否する行為や消費税の転嫁を阻害する表示が禁止されているほか、総額表示義務の特例が設けられています。

そのため、国税庁においては、次のような取組により消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に努めています。

- 総額表示義務の特例の適用要件である誤認防止措置の具体例をまとめた事例集の公表
- 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での価格表示（総額表示義務の特例）、消費税の転嫁に関する相談への対応
- 酒類業の所管官庁として、酒類業者に対する、
 - ・ 特措法の規定に違反する行為等の防止・是正について必要な指導や助言
 - ・ 転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない旨の表示等を行っている場合における、速やかな調査の実施



コラム 5

改正相続税法への対応

1 改正の概要

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後に相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により取得する財産に係る相続税について、基礎控除額の引下げなどの改正が行われました。

2 主な取組

(1) 国税庁ホームページの充実

納税者が改正内容や相続税の仕組み等を十分に理解できるように、国税庁ホームページに相続税等の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」を開設しています。

具体的には、税制改正事項の周知用のパンフレットや、相続税の仕組みについて分かりやすく解説した「相続税のあらまし」などを掲載するとともに、遺産が基礎控除額を超えるかどうかを納税者が自ら判断するのに参考となる「相続税の申告要否判定コーナー」を公開しています。

〔相続税の基礎控除額の引下げ〕

【改正前】
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)



【改正後】
3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

【相続税・贈与税特集】 (<http://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm>)



① 相続税のあらまし

相続税の仕組みを分かりやすく解説しています。

② 相続税の申告要否判定コーナー

下図【相続税の申告要否判定コーナー】をご覧ください。

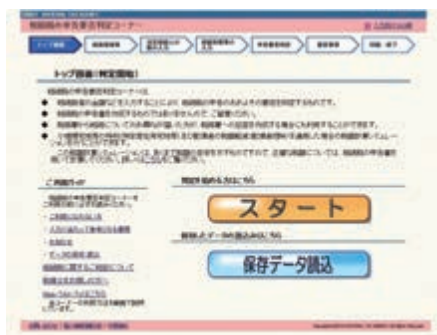
③ 各種特例を適用した相続税申告書の記載例

適用件数の多い「小規模宅地等の特例」や「配偶者の税額軽減」の適用を受ける事例について、相続税申告書の記載の仕方を分かりやすく解説しています。

④ 相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集

相続税の申告書を作成するときの誤りやすい項目について事例形式で説明したものです。

【相続税の申告要否判定コーナー】 (<https://www.keisan.nta.go.jp/sozoku/yohihantei/top>)



「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告のおおよその要否を判定するものです。

また、適用件数の多い「小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）」や「配偶者の税額軽減」を適用した場合の税額計算のシミュレーションを行うこともできます。

(2) 相談体制の整備

申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望する納税者には、電話での事前予約を受け付けることにより、効果的・効率的な運営に努めています。

また、一般的な相談については、電話相談センターで集中的に受け付けています。

国税庁について

納税者サービスの充実

適正・公平な課税・徴収

権利救済

納税者利便のための取組
向上と行政効率化

酒税行政の適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編